

流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金 交付規則

(目的)

第1条 この規則は、集合住宅及び商業施設等に属する駐車場において、その居住者、利用者等が電気自動車又はプラグインハイブリッド車(以下「電気自動車等」という。)に電気を充電することができるよう共同的に設置された充電設備の購入費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、電気自動車等の普及を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 登載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、かつ、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (2) プラグインハイブリッド車 登載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 充電設備 電気自動車等に電気を充電するための設備をいう。
- (4) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、1基当たりの定格出力が10キロワット以上の充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (5) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10キロワット未満の充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (6) 集合住宅 共同住宅(二世帯住宅を除く。)又は賃貸された長屋をいう。
- (7) 商業施設等 商業施設、宿泊施設、医療施設その他不特定多数の消費者が利用するための施設をいう。
- (8) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助の対象となる設備は、次に掲げる未使用の充電設備であって、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)(以下「国補助金」という。)の補助対象となる充電設備として、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)により承認されているもの(以下「補助対象設備」という。)とする。

- (1) 市内の集合住宅に属する駐車場において、当該集合住宅の居住者又は当該駐車場の賃貸借契約者の利用(充電設備の所有者の個人的な利用を除く。)に供するために設置した普通充電設備
- (2) 市内の商業施設等に属する駐車場において、一般の利用(当該商業施設等の利用者のみが利用する場合を除く。)に供するために設置した急速充電設備及び普通充電設備
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象設備を購入し、設置した個人又は法人その他の団体(分譲された共同住宅の場合は、管理組合(管理組合が設立されていない場合は建築主))であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の購入に係る費用を負担し、当該補助対象設備を所有していること。
- (2) 補助対象設備を設置した建物若しくは土地に他の所有者がいる場合又は当該建物若しくは土地を賃借している場合は、当該建物又は土地のすべての所有者の同意を得た上で当該補助対象設備を設置していること。
- (3) 分譲された共同住宅に補助対象設備を設置した場合において、当該補助対象設備を設置することについて管理組合の規約に基づく決議が必要となるときは、当該決議を得ていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 代表者(法人である場合はその役員を含む。)が流山市暴力団排除条例(平成24年流山市条例第25号)第2条第1号の暴力団、同条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもないこと。

(補助金の対象経費及び額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、1基当たり次に掲げる額のうち最も低い額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）補助対象経費の実支出額の2分の1の額

（2）補助対象経費から国、県その他の団体からの当該補助対象経費に係る補助金その他の収入額を除いた額

（3）センターが定める型式ごとの国補助金の補助金交付上限額（第3条第1号の場合は基礎充電、同条第2号の場合は目的地充電に係る額に限る。）で、当該補助対象設備に係る額

（4）第3条第1号の場合は30万円、同条第2号の場合は20万円（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事が完了した日の属する年度の末日（当該末日が流山市の休日を定める条例（平成元年流山市条例第23号）第1条第1項に規定する市の休日である場合には、その前日）までに、流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）補助対象設備の設置工事完了日及び1基当たりの補助対象設備の購入費の内訳が確認できる書類

（2）補助対象設備の仕様等が確認できる書類

（3）補助対象設備の設置場所の見取図及び平面図

（4）補助対象設備の設置状況が確認できる写真

（5）建物の写真、登記簿謄本、検査済証その他の書類により集合住宅又は商業施設等であることがわかる書類

（6）補助対象経費について国、県その他の団体からの補助金その他の収入がある場合は、当該国、県その他の団体からの補助金の確定額その他の収入の額が確認できる書類の写し

（7）補助対象設備の保証書の写し（国の補助金の確定額が確認できる書類の写しを提出する場合を除く。）

（8）市税に滞納がないことを確認できる書類（市税の納付状況について市長が公募等で確認することに同意した場合を除く。）

（9）第4条第3号の場合にあっては、同号の決議を得ていることが確

認できる書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、一の工事につき1回に限り行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、次の条件を附することができる。

(1) 補助対象設備について、補助金の交付の決定の日から5年を経過する間にこの補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) その他市長が必要と認める条件

(交付請求)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金交付請求書（別記第3号様式）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付の決定の際に附した条件に違反した者がいるときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を、市長の承認を受けないで、当該補助対象設備の補助金の交付の決定の日から5年を

経過する間にこの補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供してはならない。

2 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付決定を受けた者の協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象設備を設置した効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 代 表 者 名
 電 話 番 号

（署名又は記名押印）

流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助
 金交付申請書

流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金の交付を受けたいので、流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金交付規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設 置 建 築 物 名			
設 置 住 所		流山市	
建 築 物 の 種 類 ※該当する建築物に☑		<input type="checkbox"/> 分譲共同住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸共同住宅又は賃貸長屋 <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設等	
充 電 設 備	製 造 者 名		
	充 電 設 備 の 種 類 ※該当する充電設備に☑	<input type="checkbox"/> 普通充電設備 <input type="checkbox"/> 急速充電設備 ※急速充電設備は商業施設等のみ	
設 置 基 礎	型 式 及 び 設 置 基 礎 ※複数設置の場合は型式ごとに記入	型式：	基
		型式：	基

補助対象経費	円
	(内消費税) 円
購入者	(住所又は所在地)
	(氏名又は名称)
工事完了日	年 月 日
補助金交付申請額	円 (千円未満は切捨て)

誓 約 書

この交付申請を行うに当たり、下記の事項すべてについて誓約します。

なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金を全額返還することに同意します。ただし、建物又は土地の所有者すべての同意を得ずに補助対象設備を設置した場合で、当該所有者の追認が得られたときは、この限りでない。

記

- 1 建物若しくは土地に他の所有者がいる場合又は当該建物若しくは土地を賃借している場合は、当該建物又は土地のすべての所有者の同意を得た上で補助対象設備を設置しています。
- 2 流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第1号の暴力団、同条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもありません。

（自署）氏名又は名称
代 表 者 名

私（申請者が法人又はその他の団体の場合は当該法人又はその他の団体）の市税の納付状況について市長が公簿等により確認することに、同意します・同意しません（いずれかに○を付けてください。）

（自署）氏名又は名称
代 表 者 名

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長



流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助
金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金の交付については、次のとおり決定したので、流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金交付規則第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付決定額 円

(2) 交付条件

ア 補助対象設備について、補助金の交付の決定の日から5年を経過する間にこの補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

イ 市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

2 申請却下

理由

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

住所又は所在地
請求者 氏名又は名称
代表者名
電話番号

（署名又は記名押印）

流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助
金交付請求書

年 月 日付け流山市指令第 号で決定のあった
流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金の交付
について、流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補
助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所					
口座種別	普通	・ 当座	・ 貯蓄				
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

※請求者（申請者）と口座名義人が異なる場合は、委任状（任意様式）
が必要です。